

会 員 各 位

公益社団法人 宮城県トラック協会  
総 務 部

## 「トラック運送業の働き方改革推進事業」(テールゲートリフターの導入に対する補助)の 実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 29 年度国土交通省第 1 次補正予算において、トラック運送業の働き方改革を推進するため、テールゲートリフターの導入に係る支援が実施されることになりました。全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、下記要領にて補助金申請の募集を行いますので、お知らせいたします。

**募集要項詳細および各申請書様式は、全日本トラック協会のホームページで確認の上、ダウンロードをしてご利用ください。**

記

- 1.補 助 対 象 全日本トラック協会が指定するテールゲートリフター(油圧式荷役省力化装置)  
以下の①～③の要件を全て満たすものが対象となります。
- ① 平成 29 年 12 月 22 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入(新車新規登録)したもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたものであること
- ② 全日本トラック協会が定めるものであること(該当する型式等はホームページを参照してください。)
- ③ 未使用のテールゲートリフターを新たに導入したものであること

2.補 助 額 等

補助率	補助額		補助上限台数
通常価格の 1/6 以内	垂直式	10 万円	1 事業者につき 2 台 (G マーク事業者は 3 台)
	アーム式	10 万円	
	後部格納式	20 万円	
	床下格納式	20 万円	

- 3.申 請 方 法 全日本トラック協会へ直接郵送(書留郵便)が原則となります。同一事業所が複数の営業所分を申請する場合は、本社が取りまとめ、一括申請をしてください。なお、申請者が所在する各都道府県トラック協会へ持参することも可とします。

4.申請受付期間 平成 30 年 2 月 20 日(火)から平成 30 年 3 月 9 日(金)まで

- 5.そ の 他 ご不明な点は全日本トラック協会 交通環境部(Tel03-3354-1069)または、  
宮城県トラック協会 遠藤(Tel022-238-2721)までご連絡ください

**申請を検討される事業所は、必ず全日本トラック協会のホームページで  
詳細を確認してください。**